

「高松市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」の一部改正について

令和3年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、高齢者虐待防止の推進、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）においても同様の措置を求めることとなりました。

また、利便性の向上及び事業者の業務負担軽減の観点から、政府が推進する押印・書面手続きの見直し方針を踏まえ、本指針に定められている書面等については、電磁的記録で行うことができること、また、書面での説明等については、入居者等の承諾を得たうえで、電磁的方法によって行うことができることとしました。

【主要な改正点】

(1) 職員の研修について

介護に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務付けられました。

(2) ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントの防止のため、職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発することが義務付けられました。相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する等、ハラスメント防止のための措置をとっていただくようになります。また、カスタマーハラスメントに関しても、相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備するなど、必要な対策を講じることが望ましいとされています。

(3) 業務継続計画について

業務継続計画（感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定することが義務付けられました。計画の策定にあたっては、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にしてください。

施設職員の方に対して、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に

実施していただくようになります。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。

(4) 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備したうえで、それらを定期的に職員に周知し、訓練を行うことが義務付けられました。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

(5) 衛生管理等について

感染症の予防のため、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ることが義務付けられました。委員会については、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましいとされています。また、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること、職員に対して研修及び訓練を定期的にも実施することも、併せて義務付けられています。

(6) 安否確認について

安否確認については、入居者が居住部分への訪問による安否確認を希望しない場合であっても、電話、居住部分内での入居者の動体を把握できる装置による確認、食事サービスの提供時における確認等その他の適切な方法により、毎日1回以上、安否確認等を実施することが示されています。実施にあたっては、プライバシーの確保について十分考慮する必要があり、できる限り入居者の意向を尊重したものとされています。

(7) 虐待防止について

虐待防止のための措置として、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ること、虐待の防止のための指針を整備し、職員に対して研修を定期的にも実施することが義務付けられました。また、前述の委員会や指針の整備、研修を適切に実施するための担当者を置くこととされています。

(8) 契約内容について

令和2年4月1日の民法改正により、極度額の定めのない個人の根保証契約は無効であるという規定が設けられたことを受け、本指針においても『入居者の債務について、個人の根保証契約を行う場合は、極度額の設定を含み民法の規定に従うこと。』という一文が追記されました。

(9) 事故発生防止の対応について

事故発生防止のための措置（事故発生の防止のための指針を整備すること、事故が発生した場合にその事実が報告され、改善策について職員に周知徹底を図る体制を整備すること、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修会を定期的に行うこと）を適切に実施するための担当者を置くこととされています。

(10) 記録について

交付、説明、同意、承諾等に係るもので、本指針の規定において書面で行うことが規定又は想定されるものについては、交付の相手方（入居者等）の承諾を得ることができれば、書面に代えて、電磁的記録によることができることとなりました。また、作成、保存等に係るもので、本指針の規定において書面で行うことが規定又は想定されるものについては電磁的記録によることが可能になりました。